

議案第162号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成15年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に改める。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「並びに法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）」を加え、「公営」を「公費負担」に改める。

第2条の見出し中「公営」を「公費負担」に改める。

第11条を第15条とする。

第10条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第7条後段」を「第11条後段」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条の見出し中「公営」を「公費負担」に改め、同条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第7条 候補者は、第10条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市選挙管理委員会が定めるところにより、その旨を、議員の選挙にあつては区選挙管理委員会を經由して市選挙管理委員会に、市長の選挙にあつては市選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第9条 静岡市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に同条に規定する選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の廃止)

2 静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年静岡市条例第47号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、

同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。